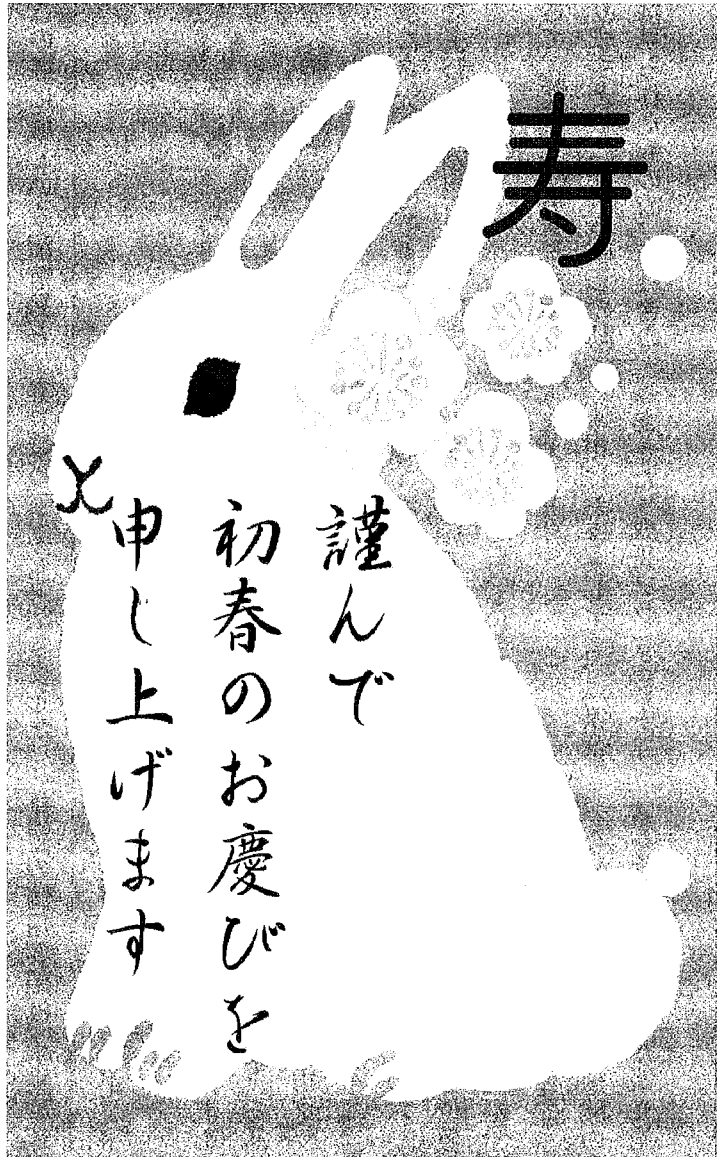




河辺雄和商工ニュース

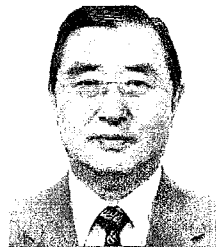
河辺雄和商工会
 会長 木村友勝
 副会長 齊藤善悦
 理事 岡部正高
 鈴木幸次
 佐々木義友
 齊藤敏比己
 戸井田喜美雄
 佐藤三男
 岡部廣忠
 安藤彦一
 石井明勲
 佐々木

理事
 足利公雄
 岡部秋男
 齊藤一志
 吉田憲充
 横田徳正
 石塚勝己
 舟山賢治
 五十嵐龍之介
 伊藤藤久
 工藤司
 高橋昇吉
 田加賀村一
 田口悟
 理事
 高屋貞一
 工藤康憲
 齊藤秀徳
 高橋仁司
 佐藤総栄
 黒崎茂樹
 永澤恵子
 監事
 石井重一
 木村昌永
 事務局職員一同



CONTENTS

- 1頁・・・新年のごあいさつ（役職員一同）
- 2頁・・・年頭ごあいさつ（商工会長）・年頭あいさつ（秋田市長）
- 3頁・・・年頭ごあいさつ（青年部長）・年頭ごあいさつ（女性部長）・伊藤顧問秋田市功労者表彰受賞祝賀会
- 4頁・・・商工会法施行50周年記念式典・小規模企業共済
- 5頁・・・平成22年分所得税確定申告に向けて
- 6頁・・・工業統計調査にご協力ください・省エネ講習会のお知らせ・インターネットでできる経理ソフト「ネットde記帳」・源泉税年末調整個別指導会のお知らせ・秋田県の最低賃金

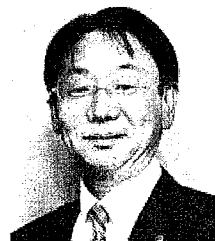


年頭のごあいさつ
河辺雄和商工会長 木村友勝

河辺雄和商工会員の皆様、新年おめでとうございます。フレ、株安の不況ムードが長引く一年でありました。

新春を迎え、会員皆様は、「心機一転、今年こそ明るい年に」と願った新年であったと思

います。昨年を振り返ると、当然そう思わざるを得ないでしょう。秋田県の基幹産業農業が疲弊し、米価低迷に県経済を一段と厳しく押し下げ、さらに円高、デ



年頭あいさつ
秋田市長 穂積 志

明けておめでとうございませす。平成二十三年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

河辺雄和商工会の皆様におかれましては、日頃から、本市

経済環境の中で商工会は、昨年、昭和三十五年商工会法施行から五十年の節目を迎えております。昨年の十一月二十六日、日本武道館を会場に全国大会が開催され、意思表明と要望事項が発表されました。その一部を紹介いたします。

「小規模事業者の支援に関する法律」に基づき小規模事業予算は、かつて五百億円強ありましたが、三位一体改革により大幅減額され、現在は四十億円強に留まっております。現場では十分な支援活動が行えないとの声が強く、抜本的な小規模事業対策の強化を要望しました。

不透明さは依然として払拭されず、雇用の停滞が続くなど、厳しい状況でありました。

このような中、河辺雄和商工会におかれましては、経営改善普及事業をはじめ、地域に密着した様々な経済振興施策に取り組みまれていることに対し、本市としても、大変心強く感じております。

本市におきましても、「県都『あきた』成長プラン(第十二

一、地域産品の市場化を実現するための特産品モニター事業の創設。

一、小規模事業者全国展開支援事業の複数年度事業化とコミユニティビジネス創出支援事業の創設。

一、地域中小企業応援センターなどで実施している創業、転業、経営革新、事業承継支援の充実。

等多岐に亘っており、中でも昨年のこの紙面にてご紹介させていたいただきました市町村合併前に課税団体でなかった地域における「事業所税」の非課税措置の適用要望は、本来の課税

次秋田市総合計画」が、平成二十三年度からスタートいたします。この中で、秋田市を元気にし、その元気を支える基盤を確立するため、「都市プランD」「地域産業」「観光」「環境」

「高齢者」「次世代」の六つの分野を、「成長戦略」と位置付け、特に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、河辺・雄和地域の豊富な資源を活かした観光施策

目的から逸脱しているため当然の事でありませす。

最後に大会決議は、政治主導による継続的な景気対策を強く要望、商工会は地域に密着した活動も一層重要であること

の確認をし、そして商工会は「行きます、聞きます、提案します、会員満足向上運動」をスローガンに直面する重要課題の解決を図る決議案を採択しました。

五十年の節目を契機に本年は、会員皆様様の益々の飛躍の年になることをご祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

のほか、地域産業の振興施策につきましても、積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、本年も本市市政に対し、引き続きご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

結びに、河辺雄和商工会のますますのご発展と会員の皆様のご活躍ならびにご健勝を祈念申し上げます。

いたします。

年頭のごあいさつ

青年部長 黒崎茂樹



新年あけましておめでとうございませす。

昨年の四月より、青年部の部長という大役に就かせていただきことになり、親会の方々、女性部、青年部員の皆様にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

昨年の青年部の活動としては、例年行われているイベントへの参加、部員が一丸となり優勝した野球大会などがありました。

さらには、これからの青年部の発展を考え青年部会報を河辺雄和地区全戸に配布させていただきました。この会報で、部員や部員の事業所、事業内容の紹介、青年部の活動内容などを掲載し、商工会青年部という

組織がどんな人達でどんな活動をしているのかを少しでも多くの方々に知っていただきたいと思っています。

今後も会報等を通じて地域の皆様に信頼されるような商工会青年部に成長していければ幸いに思います。

昨年は商工会法施行五十周年という節目の年でした。全青連の事業として全国同日同時に一斉に地域のクリーンアップを行うことになりました。当青年部は、和田駅周辺のゴミ拾いを行いました。

今年には昨年十二月から始めたカーブミラーの清掃と共に、この清掃活動を青年部の定期的な活動としたいと思っています。

景気低迷と言われる今、「まは地元から」という気持ちを掲げ、地元の若い力で何が出来るかを考え、実践し、非力ながらも地域活性化の起爆剤となるような、そんな青年部でありたいと思います。

また、このような活動の中で

部長一人一人が地域と共に成長し部員全員が次代を担う経営者となれるよう一連托生で様々な事にチャレンジしてまいります。

最後にありますが、今年も多面に亘りお世話になることと思いますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

年頭のごあいさつ

女性部長 永澤恵子



謹んで、新春のお慶びを申し上げます。

昨年の十一月十五日に、商工会法施行五十周年記念式典が行われ、その席で女性部役員十三名が長年に亘り会の運営に対しての貢献という事で県連合会長表彰を頂戴してまいりました。

歴史を物語るべく、一年配の方々の参加を見て私事ですが、

両親を想い出しました。父も商工会、母も商工会、それはそれは忙しく出かけておりました。

静かな父も一杯入ると賑やかな人となり、商工会館設立当時は役員をやっていたのか毎日のように集まってお話がありました。二十三年前七十一歳で亡くなりましたが、その人生を彩ってくださったのは、商工会のお仲間さん方だと感謝しております。

その後、良き時代が終わり、引き継いだ私達は、厳しい現実を歩む事になった訳ですが、一つの世も女性部員の役割は一つです。どんな時でも笑顔をやさず、おもてなしの心でお客様に接し、一人でも多く来ていただくよう頑張るのみです。今年度最後の事業であるお守りづくりでお会い出来るのを楽しみにしております。本年も宜しくお願ひ致します。

市功労者表彰受賞祝賀会

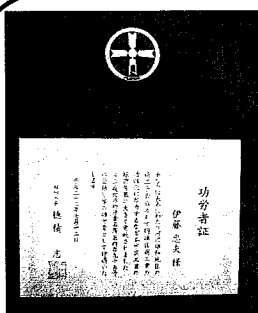
伊藤顧問を囲みお祝い
昨年の七月十二日、秋田市の記念日に市の功労者として河辺雄和商工会伊藤忠夫前会長（現顧問）が秋田市の功労者名簿に登録されました。



祝賀会であいさつする伊藤顧問

長年 商工会 長とし て商工 業の振 興発展 に尽力 した功 績が評 価され

たものです。十二月二十日、関係者約五十名が集まり祝賀会が行われました。



秋田市功労者証

商工会法施行 50 周年記念式典開催される

昭和 35 年 6 月 10 日に「商工会法」が施行され今年で半世紀になることから、去る 11 月 15 日(月)、秋田アトリオン音楽ホールを会場に「商工会法施行 50 周年式典」が開催され、河辺雄和商工会からも役職員と青年部・女性部の役員等多くの方が出席いたしました。

第 1 部の「式典」では、式辞や祝辞、表彰などが行われ木村友勝会長が秋田県知事表彰を受賞したのをはじめ、連続 10 年以上役員を務めている当商工会理事 5 名と青年部役員 6 名、女性部役員 13 名の方々が秋田県商工会連合会長表彰を受賞いたしました。

第 2 部の「記念講演」は、「激動期における時代認識」という演題で佐竹敬久秋田県知事が講師を務め、約 40 分間に亘り県内の商工業者への期待や商工業者としての在り方、企業成長のための目標設定等をお話いただきました。

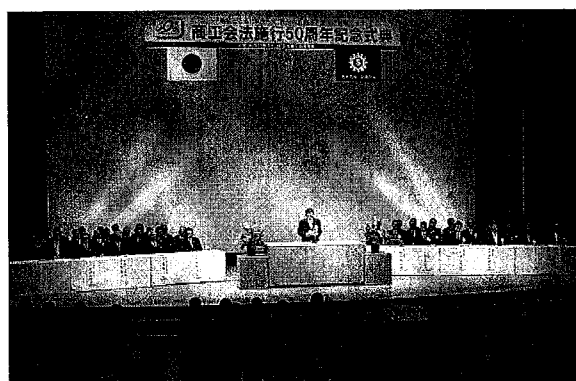
第 3 部は「地域経済活性化『秋田県商工会集会』で、「地域とともに 50 年、これからも創造と変革に挑戦します」をスローガンに掲げ、

1. 急激な円高に対する断固たる対応
1. 抜本的な景気対策の実施
1. 経営改善普及と事業の維持・拡充
1. 地域コミュニティの維持
1. まちづくりの推進

の 5 項目を決議し、重要課題の早期解決を図り、商工会の更なる発展を誓いました。

第 4 部は会場を秋田ビューホテルに移し「祝賀会」

と充実した一日でした。なお、当商工会関係の秋田県商工会連合会長表彰の受賞者は以下のとおりです。○役員功労者：横田徳正・齊藤敏比己・齊藤一志・舟山賢治・齊藤秀徳○青年部功労者：黒崎茂樹・高橋啓正・足利健・京極勝夫・岡部拓郎・高橋裕之○女性部功労者：永澤恵子・由良綾子・佐々木睦子・佐々木ユリ子・船木寿満代・佐々木美智子・佐藤泰子・伊藤裕美・工藤益子・片桐良子・岡部ヒデ子・高橋啓子・石井純子（敬称略）。



商工会法施行 50 周年記念式典風景

制度改正でさらに魅力アップ

＝小規模企業共済制度＝

平成 23 年 1 月からは個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになります！

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

以前は、個人経営の場合事業主本人のみだけに加入資格がありましたが、平成 23 年 1 月からは、「個人事業の経営に携わる個人」（以下「共同経営者」とします）が加入できるようになりました。

以下の条件を全て満たす方が、「共同経営者」として加入することができます。

ただし、加入できるのは個人事業主 1 人につき「2 人まで」という制限が設けられます。

条件①経営に携わる事業の個人事業主が小規模企業者であること

②事業の経営において重要な意思決定をしていること、または、事業の経営に必要な資金を負担していること

③業務の執行に対する報酬を受けていること

加入申し込みの手続きや詳細の情報を知りたい方は、商工会へお問い合わせください！

～平成 22 年分所得税確定申告に向けて～

【税制改正の主なポイント】

1. 寄付金控除、政党等寄付金特別控除の改正

寄付金控除について、適用下限額が 2 千円（改正前 5 千円）に引き下げられました。それに伴い、平成 26 年 12 月 31 日までに支出した寄付金にかかる政党等寄付金特別控除について、適用下限額が 2 千円（改正前 5 千円）に引き下げられました。

2. 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入特例の延長

青色申告者が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得した少額減価償却資産（※）をその年の必要経費とすることができます。

※使用可能期間 1 年以上、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産

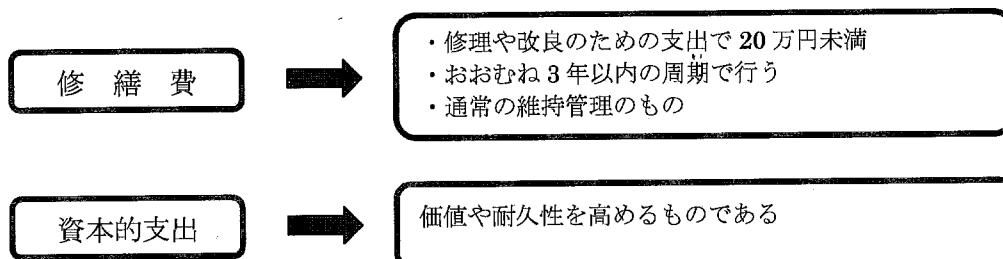
3. 直系尊属から住宅取得等資金を贈与された際の贈与税の改正

平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に父母・祖父母などから住宅取得等資金を贈与された場合、平成 22 年中は 1,500 万円、平成 23 年中は 1,000 万円が贈与税の非課税限度額となりました。

【決算ひとくちメモ】

★修繕費と資本的支出

修繕費は、原則として支出した年の必要経費に算入することができます。ただし、業務に使用している固定資産に修理や改良等を行って、その資産の使用可能期間が延長したり、その資産の価値が増加した場合は、その支出した金額は修繕費ではなく、資本的支出として、ひとつの減価償却資産を取得したものとみなし、減価償却の対象となります。



★譲渡所得について

土地、建物や株式等、また事業用減価償却資産などを譲渡や交換した場合に生じる所得を譲渡所得といいます。譲渡所得は、譲渡する資産の種類によって課税方法が異なるほか、保有期間によっても計算方法や税率等が異なります。

資産の種類	課税方法	保有期間	
		長期譲渡所得	短期譲渡所得
土地建物等・株式等	分離課税	・譲渡の年の 1 月 1 日における所有期間 5 年超 ・取得時期の引継（※）により所有期間 5 年超	・特定の株式等の譲渡で所有期間 5 年以内の土地等の譲渡に類似するもの ・譲渡の年の 1 月 1 日における所有期間 5 年以内
上記以外 （事業用減価償却資産ほか）	総合課税	・取得の日以後 5 年超 ・取得時期の引継により所有期間 5 年超	・取得日以後 5 年以内

※取得時期の引継→交換、贈与、相続等

決算、申告の準備は早めに行いましょう。

なお、日々の記帳、経営管理はネット de 記帳が便利です。ぜひ、導入をご検討ください！

インターネットでできる経理ソフト

ネット de 記帳



今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。

適切な資金管理や事業運営のために、ネット de 記帳を導入してみませんか？

商工会は「わかるまで」「できるまで」しっかりサポートいたします！！

【ネット de 記帳の特徴】

○ネット de 記帳に入力するだけで、仕訳帳から決算報告書まで作成

○電子申告にも対応

○パスワード管理によりセキュリティも万全

○バージョンアップやバックアップなどの面倒な手間は一切なし

○「月々わずかの費用」で利用可能

★詳しくはお気軽に商工会まで！

製造事業所の皆様へ

工業統計調査にご協力ください

平成 22 年工業統計調査を 12 月 31 日現在で行います。

調査の実施に当たっては、昨年 12 月から本年 1 月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。
(経済産業省)

●省エネ講習会のお知らせ●

日時：平成 23 年 1 月 12 日（水）12：20～

会場：秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎

（秋田市上北手荒巻字堺切 24-2）

省エネルギーのプロによる講習により「心構え」「基礎」「先行事例」を分かりやすくお伝えします。さらに、「導入」のきっかけになるよう最新の省エネ機器の展示を行います。

講師：山岡講子（NPO 法人環境会議所東北 専務理事／みやぎグリーン購入ネットワーク事務局長）

講師：鈴木新右工門（(財)あきた企業活性化センター省エネ専門員）

お問合せ先：NPO 法人環境あきた県民フォーラム

TEL/FAX：018-839-8309

※座席に限りがあるので、事前申込が必要です

源泉税年末調整個別指導会のお知らせ

源泉税の納期特例者の納付期限は 1 月 11 日

（火）までとなっております。河辺雄和商工会で

は 1 月 5 日（水）・6 日（木）・7 日（金）の三日

間年末調整の個別指導会を行います。手続き方法

等不安な方は、お気軽にご相談ください。

秋田県の最低賃金は時間額 645 円（効力発生日：22 年 11 月 3 日）

特定最低賃金 (19 年 11 月改定日本標準産業分類)	最低賃金額 (時間額)	適用する使用者	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の秋田県の最低賃金が適用)
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	762 円 22.12.26 発効	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者	(1)18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2)雇入れ後 6 ケ月未満の者であって、技能習得中の者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	705 円 22.12.26 発効	(1)左端欄の産業 (2)左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋特殊会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。）	(3)清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (4)電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
自動車・同附属品製造業	740 円 22.12.30 発効		
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	725 円 22.12.26 発効		